

5. 河川の利用

(1) 農業用水

江の川における利水は農業用水が主体であり古くから利用されてきたが、下流域においては畑を主とする小規模のものしかなく、水田に利用されるようになったのは近年のことである。現在江の川に水源を依存する農業用水の取水施設は、基準地点から下流で47ヵ所設けられている。しかし、規模の大きなものはなく、その多くは2～3haの耕地に給水する揚水機である。表5—10に基準地点から下流の既得農業用水を記す。

① 河川による灌漑

豊富な水量をもつ江の川の水資源の最大の利用は農業用水であるのに、本沿岸における取水はきわめて少なく、灌漑用水の大部分を占めるのは上流部、支流部である。このような本川における灌漑形態は全国的に特殊であり、このことは流域の地形が関与していると考えられる。つまり、島根県内においても江の川は壮大な峡谷を形成し、谷底の平地は氾濫原や段丘面などわずかであり、しかも浸食が激しいため本流は土地よりも数m～数10m下を流れており、このため取水が困難となっている。

用水施設が整備されたのは戦国時代末から江戸時代前期であり、江戸時代後期を通じて今日の井堰や用水路の基が造られ、山あいの谷間まで現在見られるように開田された。浜田藩は、小田村、今田村（現桜江町内）の農地改良について、特に積極的であった。元来がこの地区の水田は、もともと水の不自由なところで、畑地として開墾されてきたものである。ところが日照りが良くて、八戸川の沖積による肥沃な土地であるため、水源の確保が保証されると申し分のない米の生産地となるのである。一方畑地としての欠点は数年毎に起こる八戸川大洪水で、畑

表5—10 基準点から下流の既得農業用水

| 期別 区間 | かんがい 面積 (ha) | かんがい (m ³ /s) | | 非かんがい期 (m ³ /s) | 摘 要 |
|----------|--------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------------------|
| | | 代かき期 | 普通期 | | |
| 尾関山～川平 | 149.2 | 0.75 | 不明 | 不明 | 水利 42ヵ所 (揚水機) |
| 川平～河口 | 17.7 | 0.11 | 0.09 | 0.0 | 水利 5ヵ所 (揚水機) |
| 尾関山～河口 | 166.9 | 0.86 | 不明 | 不明 | 水利 47ヵ所 (揚水機) |



今田村井堰

作物に損害をあたえ収穫を皆無にすることがあった。そこで住民たちの生活の智慧は、必然的に井堰を造り、水門を掘削し、川の水を耕地に引き入れ水源を工夫することにより、一大水田地帯に変革させていった。

[今田村井堰]

今田村の水田地は、広さの割にかんがい水量が不足し、開墾とともに水争いが毎年のごとく繰り返された。そこで、八戸川の水位を一時高くして水源を得ることが考えられた。川の流れを遮るために、木柵、竹類を使用して水を堰き、耕地に流し込む方法がとられた。このために畑地から水田に変わる率も高まったが、材料が不備のため毎年といってよい程洪水により井堰は決壊して、その修復には多大の労力と経費を有する有様であった。そもそもこの水田は、延宝7年(1679)春、江尾砂口井手より用水を取り入れることになり、大森銀山より掘子を召し入れ、銀11貫(米にして百石)、扶持米14石にて、石穴(水門)を貫通した用地かんがいに使用したのに始まる。その後水田の開発が進むにつれ、水量は不足し開墾が必要になった。そこで、その後61年を経た元文4年(1739)2月21日より4月10日までの間に人夫2,588人をもって完成させた。当時は掘削技術も不完全であったので通り抜けはできなかったが、それでも水田用水を確保する道が開かれたのである。

こうした中、百姓小平次は井堰の不備を見て根本的な工事を思い立った。自ら

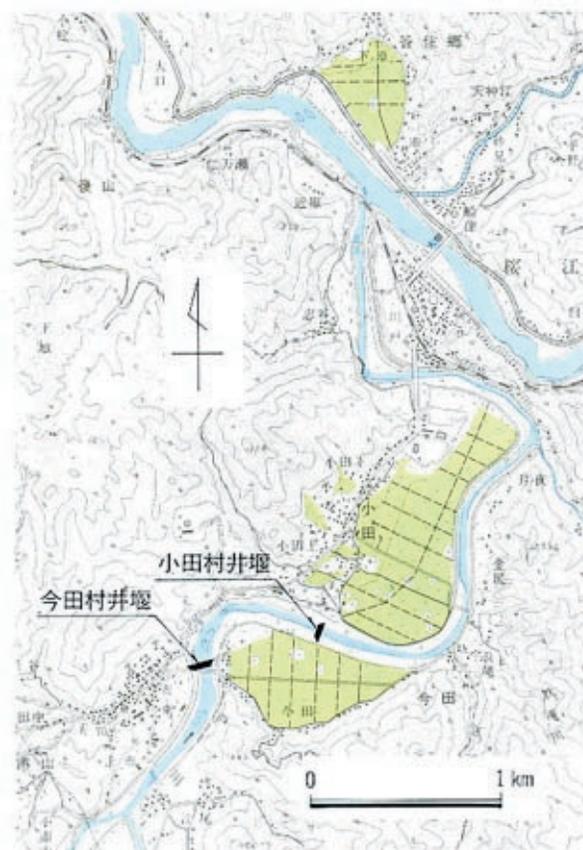


図5-18 今田村・小田村井堰位置図

の力で石巻きにする計画を立て、村役人を通して藩に願い出、先頭に立って献身し、ついに画期的な井堰工事を起こし、今田村井堰は、文化8年（1811）5月に見事に完成した。藩ではこのことを高く評価し当人に対し褒美として白餅および上下壺具を与えて労をねぎらった。今日、今田集落水門上の岡に石碑を建て、故人の功績を顕彰している。

その後、小平次完成の今田村井堰はだんだんと破壊されていったので、たびたび修築し用水に当てていたが、昭和18年より3年連続して大洪水があり、堤防、耕地、農道、水路等すべて大損害を受け今田井堰も決壊してしまった。昭和24年より国費による補助を受けて、工事夫を今田、市山より出してコンクリート壁・碎石諸工事を行ない、25年7月上旬に長さ113m、高さ2m、上幅50cm、下幅80cmの井堰が完成した。その際今田水門も掘削を広げ25年3月に完成した。ここにおいて数百年来の治水の難問題が一挙に解決されたのである。

[小田村井堰]

小田村の井堰も数次の洪水にあい、井手と共に決壊すること毎度で、おおいに難渋をきわめた。文化年間にも工事として着手された。安政3年（1856）には小田村井堰の御普請につき、今田村組頭、庄屋格、才五郎に取計らい方が命ぜられた。彼は小平次同様に、工事の計画から施行に至るまで責任を負い、立派に井堰工事を完成させた。安政治4年（1857）5月には小田村井手、金尻両所の普請も完成し、庄屋を通して工事完成書を提出した。才五郎の努力が実り夫掛も以前より少なくなり、村や組辻の入費も減り、農地かんがいも容易となった。彼は積年の世話方としてよく井堰の営繕管理に尽力した功績が認められて、藩主より苗字御面の待遇をあたえられた。

②溜め池によるかんがい

河川を用水として利用しにくい地域では溜池かんがいが行なわれた。天保7年（1836）の瑞穂町出羽村の萬書上帳にも「堤1ヵ所字瀧ヶ谷・土手13間・奥行27間・出羽村・山田村・淀原村と3ヶ村の内、田地へ懸り申し候」と記されているように、現在の溜池は江戸時代に築造されたものが多い。また、石見町矢上・中野・日和は耕地の割に川が小さいので溜め池、すなわち堤は他村に比べて多かった。慶応3年（1867）の郷鑑帳によると、矢上村で37ヵ所、中野村で41ヵ所、井原村で22ヵ所が挙げられているが、そのうち中野村の堤は次の通りである。

| | | | | | | |
|-----|-----|------|---------|--------|--------|----|
| 平四郎 | 樋の元 | 堂ヶ谷 | 草ヶ迫 | 松ヶ迫 | 小原迫5ヵ所 | 小田 |
| 大元迫 | 蔵ヶ迫 | 井動ヶ迫 | 左山 | 西ヶ迫2ヵ所 | 寺ヶ迫 | 檜迫 |
| 火の峠 | 大石原 | あぜなし | 井手ヶ迫2ヵ所 | 小深山迫 | 神田 | |

大浴 原 橋ヶ迫 高砂迫3ヵ所 柿畑 大鞆宅 南道4ヵ所
大空2ヵ所

瑞穂町内には新しいものとして淀原の大溜池がある。この溜池も江戸時代浜田藩の出羽代官が台地の一部を開墾させ、その用水のために築造したといわれる歴史をもつ。三方を山に囲まれた好適な位置にあり、昭和10年この北に31a余りの堤防を造り、1.76haの面積をもつ大規模な溜池を完成し淀原段丘を開田させた。谷から小川の流れる淀原で、用水源として溜池を造る必要性に迫られたのは、「鉄穴流し」による山林の荒廃のため他地域と同じように降水量があっても一時に流失してしまい、用水の保存が困難であることが最大の理由である。瑞穂町内の溜池とその受益面積は、昭和41年現在で次の通りである。

| | |
|-----------|-------|
| 淀原 | 5.0ha |
| 淀原(滝ヶ谷) | 5.0ha |
| 淀原(寺田) | 3.0ha |
| 淀原(下の原) | 1.0ha |
| 淀原(道城) | 0.6ha |
| 三日市 | 0.1ha |
| 小武家城(5ヵ所) | 1.5ha |
| 宮中 | 0.2ha |
| 安田(2ヵ所) | 1.0ha |
| 馬場 | 0.5ha |
| 流田 | 0.4ha |
| 上和田 | 0.4ha |
| 出店口(2ヵ所) | 1.2ha |
| 矢広原 | 0.4ha |
| 高見町 | 1.3ha |
| 下亀谷(杉谷) | 8.0ha |

(2)舟 運

①藩政時代の舟運

江の川は山陽側に源を発し、中国山地を貫いて日本海に注ぎ、また水量が常に豊かで勾配が緩やかであるため、古来舟運の要路として陰陽連絡に大きな役割を果たしてきた。江の川の舟運が発達してくるのは中世以降であり、古代においてはまだそれほど舟運は発達しておらず、先史遺跡の分布や邑智郡家、郷の位置から、

江の川の支流に開けた山間盆地を結ぶ陸上交通が中心であった。

中世になると江の川舟運がようやく開かれてきたと考えられる。その根拠は、江の川中・下流域に位置する中世の山城の多くが江の川に面した山上に構築されていることに基づく。その一例として江津市の松山古城について見ると、図5—19のようになる。城は江の川屈曲部の要地にあり、宝暦9年（1759）の古記録などからここに見世棚があったことがわかっており、江の川を監視していたことがわかる。このように、中世においては江の川が山城と結び付くことによって交通的機能をも相当果していたと考えられる。

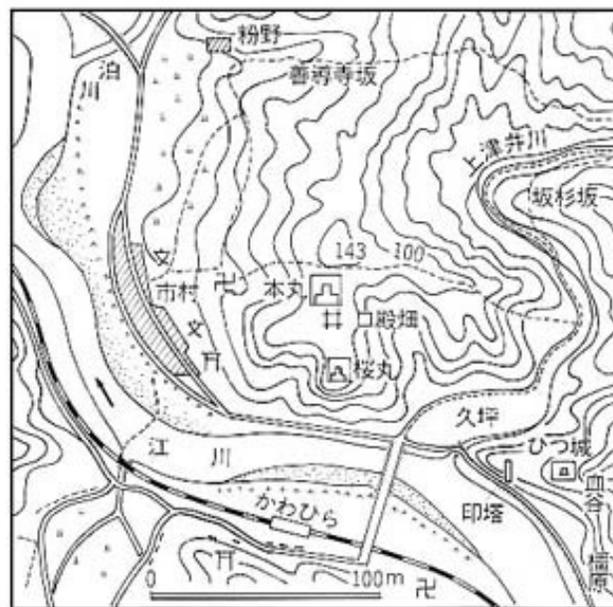


図5—19 松山古城址—宝暦9年(1759)の古記録より—

(『流域をたどる歴史(六)中国・四国編』より)

一般に高瀬舟による舟運は、河川の整備が進んだ近世に発達した。しかし、江の川の場合は中流域に大森銀山があり、その荷抜けや抜売りを防ぐために数ヵ所の川舟番所が置かれていたので、全流域を通した遠距離の舟運はほとんど途絶していたといわれる。

藩政時代における江の川の舟運は、陸上交通を補うように発達したが、諸藩が著しい津留統制（藩外交易の禁止）をとっていたため、あくまでも局地的で全流域を通じての通運は途絶えていた。天保12年5月の江田村から江戸への嘆願書の中に、当時の舟運の状況をうかがう資料が見られる。それによると、江田村では諸国を行き交う廻船50艘を所持しており、川上21里余りの沿岸の左右の村々へ穀類・銑鉄・鋼・苧・紙・楮・木材その他を積出したり、江田村では昔より江の川を中心に商売を続けてきており、浜蔵30ヵ所を建て並べ、渡津村ではその当時諸廻船は1艘も所有せず、最近やっと1、2艘所持するよになったことが述べられている。

み降ろされ、江津方面からは丸物、魚肥、塩、その他の海産物が積み上げされた。このように江津は江の川の河口としての港機能と、西廻り航路をはじめとする海上交通の港としての機能を兼ね備え、江戸時代には港町としてにぎわうようになった。